

『現代日本語書き言葉均衡コーパス』利用許諾契約書

【DVD 商業利用】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が所有する『現代日本語書き言葉均衡コーパス DVD 版 Ver. 1.1』（以下「書き言葉コーパス」という。）について、以下のとおり契約を結ぶこととする。

（利用許諾）

第1条 甲は、乙が本契約に従って書き言葉コーパスを非独占的に利用することを許諾する。

（著作権の帰属）

第2条 書き言葉コーパスの著作権は甲に、書き言葉コーパスに収録された個々の文書のデータ（以下「サンプルデータ」という。）の著作権は、各サンプルの著作者（権利承継者を含む。）に帰属する。

（利用概要の届出）

第3条 乙は、書き言葉コーパスの利用目的、利用範囲等の必要事項を記入した所定の申込書（以下「申込書」という。）を甲に提出し、本契約を締結する。

- 2 前項に基づき提出した申込書記載の内容に変更が生じる場合、乙は遅滞なくこれを甲に報告する。当該変更により再契約が必要となる場合は、甲乙協議の上、改めて契約を取り交わすこととする。

（許諾の範囲）

第4条 本契約に基づき、甲が乙に書き言葉コーパスの利用を許可する範囲は、以下のとおりとする。

- （1）利用目的：申込書に記載された目的に限る。ただし、製品・サービスの開発に書き言葉コーパスを利用する場合、商業目的で公表・提供できる製品・サービスは1つに限る。
 - （2）利用者の範囲：利用者として申込書に記載された者及び、その者と同一の研究室等に在籍する者。ただし、複数人で利用する場合は、予めその旨を申込書に記載するとともに、利用者として申込書に記載された者が責任者として管理可能な範囲に限るものとする。
- 2 乙は、以下に定める行為をしてはならない。
 - （1）書き言葉コーパスの全部又は一部を前項に定める範囲を超えて利用（複製、譲渡、貸与、販売、配布、上映、公衆送信、刊行等を含む）し、甲又は第三者の著作権を侵害すること。
 - （2）本契約書上の地位もしくは権利・義務の一切について、甲の書面による事前の合意のある場合を除き、第三者に譲渡、貸与、販売もしくはその他の方法で処分すること。
 - （3）書き言葉コーパス及びサンプルデータを用いて第三者の名誉等を毀損し、あるいはその他の権利を侵害すること。
 - （4）甲が予め伏字にした情報を復元・公表すること。
 - （5）新聞記事のサンプルデータを商業目的で利用すること。
 - （6）前各号のほか、本契約で明示的に許諾された目的及び範囲を超えて書き言葉コーパスを利用すること。
 - 3 甲が特に必要と判断する場合、乙に書き言葉コーパスの利用状況の開示を求めることができる。

（業務委託）

第5条 乙は、前条1項1号の利用目的を達成するため、前条1項2号で規定される者以外に書き言葉コーパスの解析等の業務を委託することができる。

2 乙は、前項で委託を受けた者（以下「受託者」という。）が前条2項の禁止事項、第6条の情報管理義務、第13条の契約終了時の措置について順守するよう責任を持つ。

3 乙は、受託者がさらに別の者に業務を委託することを認めてはならない。

（情報管理義務）

第6条 乙は、書き言葉コーパス（本契約により許諾された利用により生じる複製物を含む）の盗難、紛失及び第三者への情報流出を防止するため、書き言葉コーパスを厳重に管理する義務を負うとともに、以下の注意を払うものとする。

（1）乙は、書き言葉コーパスへの無断アクセスを防止するため、書き言葉コーパスを利用する端末及びそれが接続するネットワークにおいて十分なセキュリティ体制を導入するものとする。

（2）第4条1項2号に基づき、研究室等において複数人で利用する場合、乙は書き言葉コーパスを乙が管理するネットワーク上に複製することができるものとする。ただし、利用を認められた者以外の者がアクセスできないようにするための措置を講じるとともに、ネットワークの管理を厳重に行うものとする。

（3）第4条1項2号に基づき、研究室等において複数人で利用する場合、乙は全ての利用者に本契約上の義務を遵守させるものとする。

（利用成果物の公表・提供）

第7条 乙は、第4条に反しない限度で書き言葉コーパスを利用して得られた成果物を公表・提供することができる。ただし、公表・提供する成果物に書き言葉コーパスの全部若しくは一部、又はそれらを復元できるようなデータを含めてはならない。

2 乙は、前項の公表に当たっては、書き言葉コーパスによる成果であることを明らかにし、成果の公表と同時にその概要を書面で甲に報告する。なお、論文等の著作を公表する際には、その著作中に書き言葉コーパスを利用した旨を明記し、提出先の学会あるいは出版社等の名称及び公表年月日を付記した書類とともに著作の別刷り又はコピーを1部甲に送付するものとする。

（対価・支払い）

第8条 本契約に基づく書き言葉コーパスの利用許諾料は、400,000円（税別）とする。

2 乙は、甲が発行する請求書に従い前項に定める利用許諾料を支払う。また、支払いに伴う手数料、租税等は乙が負担するものとする。

（仕様の変更）

第9条 甲は、乙に予告なく書き言葉コーパスの仕様を変更することができる。また、変更後の新版の配付に伴い、甲は乙から旧版を回収することができる。ただし、新版の配付については、甲の任意で実施できるものとする。

（免責・非保証）

第10条 乙が書き言葉コーパスを利用することによって乙又は第三者に生じる一切の不利益・損害について、甲は補償の責を負わない。

2 甲は乙に対して、書き言葉コーパスについて、正確であること、完全であること、第三者の権利

を侵害しないこと、乙の利用目的に対して有用であること、又は本契約に明示的定めのない他の事項について、何ら保証しない。

(契約の解除)

第11条 乙が本契約に違反したことが判明した場合、甲は乙に書面で通知することにより本契約を解除することができる。本条の規定は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約期間)

第12条 本契約の有効期間は、契約締結日より2年間とし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、以後1年ごとに自動的に更新するものとする。ただし、前条による契約の解除の場合を除く。

2 前項により自動更新をする際には、第8条で規定する利用許諾料は必要としないものとする。

(契約終了時の措置)

第13条 本契約が解除された又は終了した場合は、乙は書き言葉コーパス及び複製物をただちに甲に返却、又は破棄しなければならない。

2 前項の破棄、消去の対象には、乙が本契約の有効期間中に書き言葉コーパスの解析等により独自に達成した成果（解析データ等）は含まない。ただし、乙は、解析データから元の素材を復元し再利用することはできないものとする。

3 第11条に基づき乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は第1項に規定する処理に加えて解析データ及びその複製物を含む一切の付帯資料を甲に返却するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。また、本契約にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、円満な解決に努めるものとする。

本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

(甲)

東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル2階

大学共同利用機関法人人間文化研究機構長

平 川 南

(乙)

住所：

氏名：

(印・サイン)